

八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員	浅川昌孝
同	木虎孝之
同	五百井真二
同	木村健二

## 監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

### 記

- 1 監査の実施期間  
令和7年5月12日から令和7年12月22日まで
- 2 監査の対象  
桂中学校、高美中学校、亀井中学校  
久宝寺小学校、龍華小学校、安中小学校、竹渕小学校、東山本小学校、高美南小学校、高安西小学校
- 3 監査の対象事項  
令和6年度の財務事務等
- 4 監査の着眼点  
財務事務等が条例、規則のほか、八尾市学校徴収金等取扱要綱等に基づいた各事務処理、金銭等の台帳及び帳票類の整理、取扱現金の記帳・整理・入金等、文書事務及び契約事務が適正かつ効率的に行われているかを着眼点とした。
- 5 監査の実施方法  
学校監査調書及び監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、必要に応じて関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 6 監査の結果  
各学校の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、改善、注意又は検討を要するものなどが見受けられた。

#### 1 学校徴収金に係る事務について

学校長が教育活動を効果的かつ円滑に行うための経費として保護者から徴収した学校徴収金については、八尾市学校徴収金等取扱要綱及び八尾市学校徴収金取扱マニュアルに、適正かつ円滑に処理するため必要な事項等が定められているが、財務事務において、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

- (1) 校内会計監査について、会計責任者が監査委員を2名以上選任して実施するよう定められているが、監査委員を2名以上選任していないもの
- (2) 学年費において、収入伺書や支出伺書を作成していないもの
- (3) 支出伺書において、支払後の会計確認者の確認に係る押印が漏れているもの
- (4) 学年費において、支出伺書と出納簿にそれぞれ記載されている支払日や支出伺書の請求金額の説明資料が不足しているもの、出納簿と校内会計監査報告書にそれぞれ記載されている金額が不一致のもの、請求書の請求日の記述のないもの
- (5) 保護者に返金した際に徴した受領書について鉛筆書きで署名されているもの
- (6) 支出伺書の記載内容において訂正印の押印が漏れているものや砂消しゴム等を用いて行っているもの

#### 2 子どもが輝く学校づくり総合支援事業に係る事務について

「子どもが輝く学校づくり総合支援事業」は、市が児童・生徒や地域の実態に応じた学校独自の取り組みを支援し、魅力ある学校づくりを推進することを目的とした市からの受託事業であるが、事業費の支出において、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

- (1) 事業費の支出において、立替払をしているもの。立替払については、そのリスクも踏まえ、それによらないと業務に支障が生ずる場合に限定して行い、やむを得ず行ったときは速やかに精算されたい。
- (2) 領収書に記載されている金額を不適正な方法で訂正しているものや事業報告の支出明細書において、記載されている金額の訂正について、訂正印の押印が漏れているもの

#### 3 八尾市学校体育施設開放事業に係る事務について

「八尾市学校体育施設開放事業」は、市民の自主的なスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、小中学校の体育施設を開放し、市民の使用に供することを目的とした市の事業で、各小中学校に設置されている学校体育施設開放運営委員会が受託している。

本事業の実施に係る消耗品の調達に際し、当該学校の職員が立替払をした場合において、速やかにその精算手続がされていないものが見受けられたので、やむを得ず立替払をした場合は速やかに精算手続をすること。

#### 4 修学旅行・林間学舎関係事務について

修学旅行・林間学舎の実施に係る契約手続において、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

- (1) 「八尾市学校徴収金取扱マニュアル」に定める手続が一部行われていないもの
- (2) 契約書について、必要事項が記載されていないもの
- (3) 業者選定の過程を明らかにする書類の一部を紛失していたもの